

厚岸町議会 令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会会議録

令和元年6月21日
午前10時34分開会

●委員長（大野委員） ただいまから、令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

●委員長（大野委員） 早速審査を進めてまいります。

議案第43号令和元年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正です。

7ページ、8ページは事項別明細書です。

9ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めます。

16款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 19款1項寄附金1目一般寄附金。

（なし）

●委員長（大野委員） 5目農林水産業費寄附金。

（なし）

●委員長（大野委員） 20款繰入金1項基金繰入金3目地域づくり推進基金繰入金。

ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 4目まちおこし基金繰入金。

（なし）

●委員長（大野委員） 21款1項1目繰越金。

5番、南谷委員。

●南谷委員 21款1項1目繰越金995万1,000円でお尋ねをいたします。

財源調整のため昨年同様に、昨年は、たしか当初に500万円を計上してあり、今年も500万円の計上。今回995万1,000円を補正をされるわけでありますが、現在5月31日の出納閉鎖期間が過ぎましたけれども、決算作業を進めておられる中、当初の500万円は計上してあったんですけども、今回、995万1,000円を計上されるということは、それなりに推計どおりの決算状況なのかなというふうに、財源があるからここに繰越金を計上されたと判断をいたします。

そこで、お尋ねをさせていただきます。たしか平成29年も当初が500万円で、決算時点では2億260万7,000円に至っております。平成30年度の決算の見通し、まだつかめないということであれば、それはそれでよろしいんですけども、ある程度、想定内で推移をしているから、ここに繰越金の計上に至ったと思いますので、本年度は繰越金はどのくらいになるのか想定をしておられるのか、わかる範囲で説明を求めます。

●委員長（大野委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 今、質問者からの意見のとおり、今、決算5月31日を閉鎖いたしまして、30年度の決算を今、会計管理者のほうで製整中であります。

それで、繰越金の額ですが、こちらのほう、今現在でありますが、5億円ほど、細かい数字はまだ今、製整中でありますので、細かい数字は省略させていただきたいと思いますが、大きい数字で申し上げますと、約5億円ほどの剰余金が発生しております。それで、この5億円を地方財政法の規定に基づきまして、2分の1以上、これを財政調整基金に積むということになりますので、2億円以上が前年度繰越金として翌年、この令和元年度に使えるお金というふうになります。そういった中では、この額が見込みが立ったということで、今回のこの補正額を計上させていただいたというところであります。

●委員長（大野委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 大体、例年と同じように推移をして、まだ不確定要素はあるけど、今の説明ですと約5億円、半分くらいは基金とかいろいろ大手のものを積まれるよ。そうすると、半分ぐらいは繰り越しということなのです。昨年は、2億円だったんですよ。今の説明ですと、2億5,000円ぐらい、5,000万円ぐらいの幅があるんですけども、この辺は、まだ不確定要素があるけど、2億5,000万円より下がるという判断をしてよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 今現在、調整中でありますが、やはりこれ4月に普通交付税、令和元年度の普通交付税の額が確定してきます。それと、あと例年の補正需要案件、これがありますので、この財政調整基金に積む額、これを2分の1以上というのがル

ルでありますので、これを合わせながら、これから財政需要、これを見ながらこの積む金額を決めていきたいと考えております。

●南谷委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかございますか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

22款諸収入 6項3目雑入。

(なし)

●委員長（大野委員） 23款1項町債7目消防債。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、11ページ。歳出に入ります。

2款総務費1項総務管理費4目情報化推進費。

(なし)

●委員長（大野委員） 10目企画費。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 3款民生費1項社会福祉費7目自治振興費。

(なし)

●委員長（大野委員） 9目プレミアム付商品券発行事業費。

3番、室崎委員。

●室崎委員 予算説明の時に、お聞きしたとは思うのですが、このプレミアム付商品券というものが、これを購入できるのが全町民ではなくて、一定の枠がついているというふうにお聞きしたのですが、そのあたりをもう一度説明してください。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） プレミアム付商品券ということで、この商品券の目的が消費税が10%に引き上げられるということに伴いまして、低所得者、それから子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてしております。

このため、対象者につきましては、31年度の住民税が課税されていない方、それから平成28年4月2日から令和元年9月30日まで、これは3歳半の子供がいる世帯ということで、この二つが対象者の要件になっております。

●委員長（大野委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、この交付を受けるためには、自分がその対象者であるということを証明して申し込まなければならないということになるんでしょうか。

その場合には、どういうものを用意して、自分がその対象者であるということを証明するのか。このあたりは、どうなっていますか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず、町民税が課税されていない方につきましては、その確認をする必要がございますので、申請をしていただくということになります。

この申請につきましては、税務課のほうの協力をいただきまして、税務課のほうから町民税が課税されていないことのお知らせというものが、その対象者の方に発行をしていただけます。そのうちにその申請書の用紙を入れ込んで、そして、発送をするということで対象者の方に申請をしていただくようにしております。

子供のほうの部分につきましては、町のほうで年齢で、その子供の特定ができますので、これは申請をいただかないで、町のほうから直接その世帯に引換券を交付いたします。

先ほど、町民税が課税されていない方の部分につきましては、申請をいただいて、その要件を確認しまして、対象になる方に引換券を送付をいたします。

それから、子供の世帯については、直接引換券を交付をするということで、引換券を交付された方が購入する権利がありますので、今度、その引換券を持って購入をするという形になります。

●委員長（大野委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 いわゆる住民税課税のない方へ、そのところの説明が最初と最後のほうが変わったような気がしたので、そこを確認します。

今のお話を聞いていますと、最初に自分はそうでないかと思った人が、この購入の申請をするんですか。そうすると、そちらのほうで所得を調べて、そして、あなたは該当しますよと言ったときに、引換券をくれると。何か、最初の時には、あなたは該当者

ですよと、だから申請していいですよといったものが、郵送されてくるような言い方をしていたので。ちょっとそこのところが、よくわかりません。

それから、もう一つが、今いる3歳児までの子供がいるというところには、そういう形で応援するので、このプレミアム付商品券を買うことができますよという、それについては、自分のところには、こういう子供がいるからといって行くわけですね。

そうすると、例えば、該当していなければダメですということになるわけでしょう。この場合には、どこまでも住民基本台帳とか、そういう紙の上で判断するわけですよね、事実上の問題ではなくて。というのは、内縁関係みたいなものもありますからね。そのあたり、線引きは紙の上で行うということなんでしょうか、その2点。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 課税されていない方の部分ですけれども、すみません、先ほど引換券まで話しをしなかったものですから、申しわけありません。

町民税が課税されていない方が、まず対象になります。その方に対しましては、先ほど申し上げましたように税務課のほうで、町民税が課税されていないことのお知らせという文章を発送していただく。それに、申請書を入れ込んでもらいまして、そして、その方に送る。それは、できるだけ対象の方がわからないものですから、できるだけ絞った形でということで、そういうふうな方法にしております。それで、その申請書を受け取った方が、可能性がありますので、その申請書でもって申請をしていただいて、その申請いただいた申請書でもって、その要件を確認をいたしまして、それに基づいて対象になる方については、引換券を送るという作業をさせていただきます。

子供のほうにつきましては、住民基本台帳からその子供がいる世帯を特定をいたしまして、その方については、申請をなしに直接引換券を交付をするという流れになっております。

●委員長（大野委員） ほか。5番、南谷委員。

●南谷委員 今、伺っていまして、私も議員協議会でも若干説明がありました。確認の意味で、わからない部分がたくさんありますので、1個ずつ確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか、委員長。

●委員長（大野委員） はい。

●南谷委員 まず、今、質疑を伺っていて、対象者には町のほうから直接引換券を送付していただけるということだから、広報なんかでも周知はされるんでしょうねけれども、対象の人、権利のある方が直接同行しなくても、間違いなく来ていただけるという意味では、安心をして聞いていたのですけれども。

まず、1点目の確認でございますが、課税をされていない方が対象ということでござりますから、同居家族に課税対象がいれば、今までのそのような交付金関係のプレミア

ム関係と同様に対象外になると、こういうふうに理解をさせていただきました。

それから、非課税で、同じ生活保護の方、受給者、この辺も非課税なんですけれども、この辺の方々にももらえると、こういうことでよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町民税の課税されていない方が対象という部分では、最終的に確認をしなければなりませんので、あくまで、税務課から出していただく可能性のある方ということで、税務課のほうから送っていただきます。それで、申請をいただいたもので、確認をして対象者を決定をして、引換券を交付するということになります。

それから、生活保護の方については、対象外となっております。

●委員長（大野委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 生活保護を受けている方が対象外ですよということは、どういうことでなのかなと、対象にならないのかなというのが、一つでございます。

それから、今回の事業実施に当たって、実質5,000円の、この前の議員協議会の説明ですと、還元されるものが1人に対して5,000円という部分がありますよね、メリットというのですか。そうしますと、1軒のうちに、例えば3歳未満のお子さんがいるよと、2人いるよと。それから、非課税の夫婦がいますよと。そうすると4人世帯ですよ、1軒のうちで。4人の場合は、そうすると5,000円ずつで2万円もらえるよという、こういう計算なんですが。1人ずつについて、5,000円ずつもらえるよという、こうすることになるのかなというふうに理解をしたのですが。

それから、10月1日でこれが施行されるとすると、対象者は3歳と先ほどからの説明で言っていますが、いつまでの3歳なんでしょうか。10月1日を超えて3歳の対象年度、年度末なんでしょうか。どこまでが、普通、年度と言えば、3歳ですよと言ったら、その年、令和の2年の3月31日までに生まれた子供が対象になるんでしょうか。この辺は、どうですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 国の制度の設定の中で、その生活保護については対象外とするということになっておりますので、それについては、生活保護費の中で整理がされるのではないかと考えております。

それから、1軒のうちに4人、その世帯が課税をされていないということになりますと、子供もいてということになりますので、課税されていない分のものと、それから、子供の人数分と合わせておっしゃられたようにその人数分の2万5,000円のプレミアム付商品券を買う権利がありますので、その分の引換券が送られるということになります。

それから、3歳半ということで先ほど申し上げましたけれども、当初平成28年4月2日から令和元年の3月末ということで、3歳までの子供がいる世帯というのが対象とい

うことでなっておりましたけれども、それが6月末までというふうに1回延びて、その後に9月末まで、10月1日からスタートしますので、10月1日前の9月30日までに生まれた子供を対象にするというふうになっております。ですので、実質3歳半までの子供がいる世帯ということになります。

●委員長（大野委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 これ、全国的に同様にこの事業が一斉に始まると思います。そうしますと、各町村でやられるんで、基本としては町内のプレミアム付商品券だよという理解をしておりますが。

例えば、厚岸町がこれについて窓口になって発行するのですけれども、町外でも使用できるんでしょうか。この辺については、どうなんでしょうか。町内の商店であれば、どこでもいいですよということなんでしょうか。それとも、管内どこでも自由に使えるのか。この辺については、いかがですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） このプレミアム付商品券につきましては、町内ということになります。厚岸町内の取り扱いの事業者をこれから募集をいたします。7月1日の広報にも出させていただきますけれども、募集をして、その対象となる事業者を特定することになります。

その事務につきましては、プレミアム付商品券を作成をして、事業者を募集をして、そして、最後、換金までという事務については、引換券の交付までは私どものほうでいたしますけれども、その後の事務については、厚岸町商工会のほうへ委託を考えております。

●南谷委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ進みます。

4款衛生費 2項環境政策費 1目環境対策費。

(なし)

●委員長（大野委員） 5款農林水産業費 1項農業費 2目農業振興費。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 1項林業費5目特用林産振興費。

（なし）

●委員長（大野委員） 3項水産業費5目養殖事業費。ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） 6目水産施設費。

（なし）

●委員長（大野委員） 8款1項消防費2目災害対策費。

5番、南谷委員。

●南谷委員 8款1項2目災害対策費の工事請負費、施設整備費5431万8,000円でお尋ねをさせていただきます。

津波避難階段の整備事業でございます。この事業、松葉地区、若竹 奔渡の皆さんにおかれましても、この階段の整備というものは長年の悲願であります。その階段が、ことしいよいよ形をあらわすということで、若狭町長の手腕、職員の皆さんの努力に対しまして、敬意を表するものであります。

この事業につきまして、6月8日の議員協議会でも説明を受けたんですけれども、事業費が、私の頭では理解できない部分があるので、確認の意味で質問をさせていただきます。

たしかこの事業は、昨年、平成30年度、階段を鉄骨を工場のほうで製作する、この工事費に1億4,580万円が既にかかっており、これを承認をしております。その上で、今年度、当初予算に2億1,067万4,000円の計上でございました。ここまでは、議員協議会でも説明があり、私も理解をおろんですが、結果として、この2カ年の事業で当初ベースで、2カ年で3億5,647万4,000円の総事業費となったよと、ここまでは理解できるんですよ。

その上でお尋ねをさせていただくんですが、この前の協議会でも説明もありました。今回、土地の購入ができなくなり、階段が一番上まで工事ができなくなった、必要がなくなった、そのことで事業費が縮小されますよと、こういう説明がありました。それで、昨日の議案第61号御供山避難階段設置工事の1億3,068万円の契約の承認をさせていただいたところでございます。当初予算2億1,067万4,000円から実質、昨日の承認をしました取りつけ工事の1億3,068万円を差し引くと、約8,000万円若干切れる部分の財源が今の時点では残っているよというふうに理解をさせていただいたんですが、今回、さらに5,431万8,000円、今回ここで補正でございます。そうすると、先ほどの約8,000万円と合わせますと1億3,431万8,000円の財源が、まだ私なりに残っているという理解に立ちま

した。同じような1億3,000万円なものですから、この辺どうなのかなということで、わからないものですから、改めてこの辺について説明を求めます。

●委員長（大野委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 議員協議会の席で、詳細の数字までご説明できなく、大変申しわけなく思っております。

今、全体的には委員がおっしゃったとおりなんですけれども、改めまして、まず今年度当初予算の中身につきまして、お話をいたします。

当初予算2億1,067万4,000円を計上しております。この内容につきましては、御供山頂上の部分の民地の買収、これができるという想定のもとで御供山避難階段を設置して、その後、展望台まで遊歩道を設置するというような費用のもとで2億1,000万円というような当初予算計上をしたところがありました。

ところが、年度末にこの頂上の用地買収が不可能になったということで、その後、この6月定例会に向かまして、担当部局のほうで御供山の頂上に登ってからの新たなルートというものをいろいろ検討させていただきました。

ちょっと話は、ずれるのですけれども、この用地買収が不可能になったとしても、昨年度、階段を1億4,580万円で製作をしております。この階段の設置工事につきましては、頂上の用地買収が不可能であっても、可能であったことから、今回、議案第61号で議決をいただきましたけれども、1億3,068万円の工事費で階段を設置するといったような議決をいただいたところです。

そして、用地買収が不可能になったということですから、では、階段を設置して、その後、この頂上の部分、御供山展望台までどのように行けばいいんだろう。ルートがある程度確定ができた。では、その工事費は幾らかかるんだと。これが、概算ではありますけれども、1億3,431万2,000円というような数字を計算したところであります。

先ほど、議員もおっしゃったとおり、当初予算で2億1,067万4,000円の予算を持っておりまして、今回の議案第61号で1億3,068万円、階段設置の工事で使いましたということになりますと、未執行分ということで7,999万4,000円が現在、予算として残っております。先ほど、概算工事費で1億3,431万2,000円と申しましたので、この未執行分の7,999万4,000円を引いた不足分、この5,431万8,000円をこの6月定例会のほうで補正予算の計上をしたと、このような流れになります。

●委員長（大野委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 大体、理解してたとおりだなというふうに理解をさせていただきました。

それで、この後、今年度の予算でありますから、年内にこれに着工されるよと、こういういづれかで補正で上がってくるよと、こういう理解でよろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 委員おっしゃるとおり、今年度の発注ということで、9月、次の定例会のほうで議案の上程ということを予定しております。

●南谷委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条繰越明許費です。繰越明許費については、4ページの第2表となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 再び1ページにお戻りください。。

第3条地方債の補正です。地方債については、5ページの第3表と6ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

3番、室崎委員。

●室崎委員 ここで質問させていただきますが、大げさに言うと職員の資質の向上の問題なんですね。私に、この半月ほど前に体験したことなんですが、ちょうどその時に、私ほかのことでもって使うのに厚岸町の資料がほしくて、担当者のとこに行きました。非常に親切に扱ってくださいまして、それをメールで私のところにメールで送ってくださいまして、これは非常に役に立った。実に的確にやっていただいた。それで、大変ありがたくて、メールでありがとうと言うのもいいんだけれども、やはり電話をかけて、自分の肉声でどうもありがとうと言おうと思って、そのメールの後、電話をしたんです。

そうしたら、電話を受けた人は、本人がちょうど席を離れているからという話でした。それで、電話した時には、室崎だと名乗っていますけどね。かくかくしかじかで、こういうふうにお世話になったと、何係の何さんに対して大変ありがたかったということを伝えてほしいということの意味のことを言いました。大変頼りない不得要領な返事をするもんですから、私のほうでもう一度名前を言いました、室崎ですと。そうしたら、相手方の人は、紫ですかと聞いたんです。いやいや、紫でなくて室崎ですと。あ、室崎ですか、がっちゃん、そういう電話の応対でした。相手方の名字に対して、さん一つつけないで、そういう応対をする職員が、今、この役場の中に何割いるかはわからないけれど

ども、現実にいるんですよ。こういうことが、もう役場でのしつけではなくて、家庭のしつけだと言ったほうがいいのかもしれないんだけども、現実にいるということですね。こういう体験をいたしましたので、これがよそからの電話であれば、厚岸町役場そのものの課内の軽重を問われるということにもなりかねません。どうか、職員の資質の向上ということには、今以上に気を遣って、きちんとした対応をしていただきたいと、そういうことです。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（曾田副町長） 室崎委員には、大変不快な思いをさせて申しわけなく思っております。

私どもとしましても、毎年、接遇研修というものを行っておりまして、電話応対または来庁者への対応、これらについて新規に採用された年から、また受けるべき人間に対して、職員に対して要請をして、こういった研修も行っておりますけれども、まだ、そのような状況があったということで、非常に私も残念ですし、遺憾に思っております。

以後、このようなことがないよう、また議員にかかわらず、他の町民の来庁者の方に対しても、きちんとした対応がとれるよう、さらに一層の研修、また、上司さらには同僚同士の中で注意を払いながら対応を図っていきたいと思っておりますので、今回のこ^トについては大変申しわけなく考えております。申しわけございませんでした。

●委員長（大野委員） ほか総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算の審査は終了しました。

よって、令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年6月21日

令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会

委員長